
新型コロナウイルス感染が発生した 場合に備えて、 適切な情報開示を行うための事前準備

1

第1 はじめに

- ◆ 法的観点から、事前準備の場面で大切なことは . . .
 - 1 「**情報開示の必要性**」の視点
 - 2 「**個人情報保護・プライバシー保護の必要性**」の視点

2

「 **情報開示の必要性** 」



施設内や施設関係者の中で新型コロナウイルスの感染拡大を防止して安全を確保するためには、関係者、行政等に対し、適切に情報を開示・提供することが必要

他方、施設が、感染に関する情報を発信することは、新型コロナウイルス感染者の個人情報やプライバシー情報を外部に広めるという一面を持つ。



情報を開示するときには、その開示が違法なものにならないように留意することを要する。



「 **個人情報保護・プライバシー保護の必要性** 」

第2 園児・保護者との関係での留意事項

施設内や施設関係者に新型コロナウイルス感染が生じた場合に、速やかに関係者に必要な情報を公表するためには . . .



予め、 **情報開示に関する同意書** をもらっておくことが重要

Q では、どのような事項についての同意をもらっておくか？



- ① **園児又は同居家族が体調不良によりPCR検査を受けること**になった場合に、その事実を関係者に周知し、保健所・監督官庁などの行政機関に報告すること、について
- ② **園児又は同居家族が受けたPCR検査の結果**（陽性の場合も陰性の場合も）を関係者に周知し、保健所・監督官庁などの行政機関に報告すること、について

※ 「関係者」とは

- ・ 他の園児とその保護者
 - ・ 施設職員
 - ・ 実習生
 - ・ 保健所等の行政機関から指示があった人
- などが考えられる。

その他にも、伝えるべきと合理的に考えられる人や機関があれば、それらを含めることも、もちろん可能。

7



①、②の前提として、以下の事項を施設に報告する旨の同意も、もらっておくべき。

- ③ 園児又は同居家族が濃厚接触者となった場合には、その事実について
- ④ 園児又は同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合には、その事実について
- ⑤ 園児又は同居家族が新型コロナウイルスに感染しPCR検査を受けることとなった場合には、その事実について
- ⑥ PCR検査の結果について

8



保護者にできるだけ同意書の提出に協力してもらえるようにするためには . . .

- ・ 「 個人が特定されないように配慮して公表します。」
- ・ 公表する内容・程度について、同意書に記載しておく。

◆ ところで, . . .

Q 保護者に署名をもらうことで、園児と保護者だけでなく、その他の同居家族の情報も、もらうことができるのか？



2020年9月時点で、この点について明確に示されている厚労省等の見解は見当たりませんので、以下の考え方は、あくまで私見ですが, . . .

- ・ その同居家族が未成年である場合



保護者は、その未成年の同居家族の親権者でもある。



保護者の同意があれば、同居家族の感染状況等を知らせてもらうことに問題はない。

- ・ その同居家族が成人である場合



保護者は、その同居家族の親権者ではないので、未成年の場合と同じような理由付けはできない。



ただ、保護者が同意書の記載内容を理解して署名しているということからすれば、保護者は、同居家族の了承を得た上で同意書に署名していると推定できる。



新型コロナウイルスの非常に強い感染力を考慮すると、同居家族の感染状況等も知らせてもらうことは不可欠。



保護者の同意に基づいて同居家族の情報についても知らせてもらうことは可能、と整理するのが相当。
その上で、感染拡大防止に影響のない同居家族の情報(ex.氏名など)は取得しないようにするという運用も考えられる。



今後、国の見解が出されるか注目していただくとともに、行政等に事前確認することをお勧めします。

◆ 他の園児・保護者に公表するときの留意点

「事前準備」という観点からは、公表するときの連絡文の書式を予め準備しておくことが大切。

Q 連絡文にはどのような項目を記載するか？

1 発症などの経過について

- ・ いつから、どのような症状だったか
- ・ 施設が知った日
- ・ 医療機関受診日、受診結果
- ・ 最終登園日 など

2 今後の対応について

- ・ 近日中に予定されている行事の実施の有無 など

15

3 行政との連携について

- ・ 行政と連絡を取り対応に当たっていること
- ・ 検査結果が陽性の場合には、臨時休園となる可能性があること

4 園児の健康観察について

- ・ 園児の健康観察を丁寧に行っていくこと
- ・ 自宅でも健康観察を行うことを依頼

5 情報の取扱いについて

- ・ 感染した(感染が疑われる)個人に関する情報は一切答えられないこと
- ・ SNSへの投稿などを控えることを要請

16

Q どの範囲の園児・保護者に公表するか？



保育施設の場合、小中学校よりも、年齢に関係なく園児同士の接触機会が多いと考えられる。



感染者(疑いのある者)の出たクラスや学年だけでなく、**全園児の保護者に公表する必要性が高く、そのような公表も許される**と考えられる。

Q どの程度の情報を公表するか？



個人名の公表はすべきではない。

Q では、園児の年齢は？



非常に微妙で、公表すべきかどうかのボーダーライン、
どちらの対応もあり得るのではないか。

cf. 小学校で感染者が出たときの情報公表

現時点では、全国一律の対応ではなく、各地の教育委員会により対応がまちまち。

学年・年齢を公表しているところ、公表していないところ、
両方あり。



今の段階では、各施設の実情に即して、公表する内容を
予め決めておき、それを保護者に予め周知しておく、
という対応が適切。

感染症に関する情報提供についての同意書

感染症拡大防止のために下記の内容についてご確認いただきご提出ください。

保育園 園長殿

【同意内容】

1. 報告について

- 本人、家族、同居人が感染症に感染した場合の園への報告
感染症の詳細については別紙参照の上ご確認下さい
- 濃厚接触者となった場合の園への報告
- 検査等を受けることを報告
- 検査を受けた場合、陽性・陰性の報告

2. 情報開示について

- 検査を受けている場合の情報開示について
- 陰性・陽性だった場合の情報開示について
感染症によって異なりますので詳細については別紙参照の上ご確認下さい
- 関係者に陽性者がいるということを保健所・行政・感染リスクのある関係者に周知することへの同意
- なお、当園は公表時に個人が特定されないよう配慮します

感染症によって異なりますので詳細については別紙を参照の上ご確認下さい。

関係者とは以下の人をいいます。

園児 職員 保護者 同居家族 実習生 保健所や行政から指示があった人

上記の内容に同意いたします。

園児名 _____ クラス名 _____

園児名 _____ クラス名 _____

園児名 _____ クラス名 _____

年 月 日

保護者名 _____ 印 _____

サンプル1
園児 PCR 検査

保護者各位

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇 〇 保 育 園
園長 〇〇〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査を受ける予定の園児に関するお知らせ

平素より、〇〇〇〇保育園の保育活動にご理解ご協力頂きありがとうございます。園児が体調不良に伴い、医療機関を受診したところ、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査を 月 日(曜日)に受けることになりました。

<経過について>

いつからどのような症状だったか 〇月〇日(午前、午後) のどの痛み発熱などの症状

園が確認した日、時間、担当者 〇月〇日(午前、午後) 状況を園長と看護師に相談

医療機関を受診した日時 〇月〇日(午前、午後)

症状 結果 気管支喘息かもしれない。可能性は低いと思われるが、保育園という環境であることも鑑み、念のため PCR 検査を受けておきましょうと医師から判断されました。

最終登園日と現在の対応 当該園児の最終登園は本日(〇月〇日曜日)です。本日〇月〇日(午前、午後)早退、受診。検査結果が確定されるまでは自宅待機となります。

<今後の対応について>

検査結果が判明次第、保護者の皆様にご報告させていただきます。明日以降に関しては、園内の消毒など感染症対策や、当該職員以外の職員の健康管理も、引き続き徹底して取り組み通常通り保育を実施いたします。ただし、今週予定されていた行事等は念のため中止とさせていただきます。

<行政との連携>

既に、行政担当課とは連絡を取り対応しております。検査結果が陽性の場合は、区市役所・町村役場、管轄保健所との協議により、臨時休園となる可能性もあります。

<お子様の健康観察について>

保育園においても、お子様の健康観察を丁寧に行っていきます。保護者の方々におかれましても、引き続きの健康観察をお願いいたします。

<情報の取り扱いについて>

検査予定の園児に関する情報は、本人及びその家族等の人権尊重や個人情報保護の観点から、一切お答えできません。また、こちらの情報は、保護者の皆様の他、既に、区市町村役場・役所、管轄保健所、区市町村内の保育園にて情報共有しております。なお、SNS への書き込みや、むやみに情報拡散することは控えてください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ご心配なこと等ありましたら、保育園までご相談ください。

サンプル2 職員 PCR 検査

保護者各位

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇保育園
園長 〇〇〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査を受ける予定の職員に関するお知らせ

平素より、〇〇〇〇保育園の保育活動にご理解ご協力頂きありがとうございます。職員が体調不良に伴い、医療機関を受診したところ、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査を〇月〇日(曜日)に受けることになりました。

<経過について>

- いつからどのような症状だったか 〇月〇日(午前、午後) のどの痛み発熱などの症状
園が確認した日、時間、担当者 〇月〇日(午前、午後) 状況を園長と看護師に相談
医療機関を受診した日時 〇月〇日(午前、午後)
症状 結果 気管支喘息かもしれない。可能性は低いと思われるが、保育園という職場であることも鑑み、念のため PCR 検査を受けておきましょうと医師から判断されました。
最終登園日と現在の対応 当該園児の最終登園は本日(〇月〇日曜日)です。本日〇月〇日(午前、午後)早速、受診 検査結果が確定されるまでは自宅待機となります。

<今後の対応について>

検査結果が判明次第、保護者の皆様にご報告させていただきます。明日以降に関しては、園内の消毒など感染対策や、当該職員以外の職員の健康管理にも、引き続き徹底して取り組み通常通り保育を実施いたします。
ただし、今週予定されていた行事等は念のため中止とさせていただきます。

<行政との連携>

既に、行政担当課とは連絡を取り対応しております。検査結果が陽性の場合は、区市役所・町村役場、管轄保健所との協議により、臨時休園となる可能性もあります。

<お子様の健康観察について>

保育園においても、お子様の健康観察を丁寧に行っていきます。保護者の方々におかれましても、引き続きの健康観察をお願いいたします。

<情報の取り扱いについて>

検査予定の職員に関する情報は、本人及びその家族等の人権尊重や個人情報保護の観点から、一切お答えできません。また、こちらの情報は、保護者の皆様も含め、既に、区市町村役場・役所、管轄保健所、区市町村内の保育園にて情報共有しております。なお、SNS への書き込みや、むやみに情報拡散することは控えてください。

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。ご心配なこと等ありましたら、保育園までご相談ください。

サンプル3-1 (陽性の第1報)

保護者各位

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇会
〇〇〇〇保育園
園長 〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症の感染について

日頃より当園の保育活動にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。〇日にお知らせいたしました、園児(職員)の PCR 検査の結果について、陽性であり新型コロナウイルスに罹患していることが判明しました。皆様には多大なるご心配をおかけしております。経過については以下の通りです。

記

《検査状況》

- 対象者 : 園児(お名前・クラス等は公表しません) or 職員(お名前は公表しません)
検査日 : 〇月〇日
検査結果 : 陽性
保育園としての結果の把握 : 〇月〇日(本日)

《区市役所・町村役場及び管轄保健所への連絡》

陽性判定後保健所から連絡を受け、区市町村に報告いたしました。同日、保健所の現地調査があり、濃厚接触者判定のためのヒアリングを受け、園内での感染対策について説明しました。

《当園の対応》

- ◆保健所の調査後、濃厚接触者の判定を受け、該当の園児、教職員に連絡、自宅待機としました。〇日(〇)より臨時休園とさせていただきます。
- ◆保健所の調査後、濃厚接触者はいないと判定されました。園舎内の消毒をしまして、通常保育を継続してまいります。

《現在の状況》

保健所より濃厚接触者と判定された園児及び職員については、順次 PCR 検査を行います。陰性の場合でも〇日(〇)までは経過観察期間として外出を控え、自宅で健康観察を行ってまいります。園舎内の消毒については保健所の指導のもと実施してまいります。
※随時、状況をお知らせしていきます。

お願い

園児(職員)とご家族の人権尊重、個人情報保護に特段のご理解ご配慮を心よりお願いいたします。一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。状況が変わり次第、随時お知らせいたします。今後も保健所の指導に従い、適切な対応をし、職員一同、感染拡大防止に努めてまいります。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

サンプル3-2 (陽性続報)

保護者各位

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会
〇〇〇保育園
園長 〇〇〇〇

新型コロナウイルスに関するお知らせ

日頃より当園の保育活動にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。お知らせしております園児(職員)の新型コロナウイルス陽性につきまして、皆様には多大なるご心配をおかけしております。経過については以下の通りです。

記

《PCR検査状況》

対象者 : 園児(お名前・クラス等は公表しません) or 職員(お名前は公表しません)
検査日 : 〇月〇日
検査結果 : 陽性
保育園としての結果の把握 : 〇月〇日

《当園の対応》

保健所の調査後、濃厚接触者の判定を受け、該当の園児、教職員にPCR検査を実施致しました。
〇日(〇)より臨時休園しています。園内は保健所の指導のもと消毒済みです。

《現在の状況》 下記は例です。その時の状況に合わせて記入する。

◆〇月〇日(〇)

保健所より濃厚接触者と判定された園児及び職員については、順次PCR検査を受け、現在検査結果が出ている範囲においては陽性者は出ておりません。陰性の場合でも〇日(〇)までは経過観察期間として外出を控え、自宅で健康観察を行っています。

◆〇月〇日(〇)

〇月〇日に全ての検査結果が揃い、全員の陰性を確認いたしました。〇日(〇)まで自宅で健康観察を行い、全員の健康を確認したうえ、〇日(〇)から保育再開の予定です。

お願い

園児(職員)とご家族の人権尊重、個人情報保護に特段のご理解とご配慮を心よりお願いいたします。一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。状況が変わり次第、随時お知らせいたします。今後も保健所の指導に従い、適切な対応をし、職員一同、感染拡大防止に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

サンプル3-3 (再開)

保護者各位

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会
〇〇〇保育園
園長 〇〇〇〇

保育園再開のお知らせ

日頃より当園の保育活動にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。お知らせしております園児(職員)の新型コロナウイルス陽性につきまして、皆様には多大なるご心配をおかけしております。

〇月〇日から臨時休園しておりましたが、〇月〇日に全ての検査結果が揃い、全員の陰性を確認いたしました。〇月〇日(〇)まで自宅で健康観察を行い、全員の健康を確認したうえ、〇〇区市町村および保健所の許可のもと、〇月〇日(〇)から保育園を再開致します。

また、個人情報保護の観点から、園児(職員)及びそのご家族の個人情報については、特定されることのないよう引き続き格段のご配慮をお願い申し上げます。今後も職員一同、感染拡大防止に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

**サンプル4
(陰性報告)**

令和〇年〇月〇日

保護者各位

社会福祉法人〇〇〇〇会
〇〇〇〇〇保育園
園長 〇〇〇〇

園児（職員）の新型コロナウイルス PCR 検査結果についてのお知らせ

日頃より当園の保育活動にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。昨日お知らせいたしました、**園児（職員）の新型コロナウイルス PCR 検査の結果について、園児の保護者（職員）より、陰性（感染していない）であったとの連絡がありましたので、下記のとおり皆様にお知らせいたします。**

記

《検査状況》

対象者：園児（お名前・クラス等は公表しません）or 職員
検査日：〇月〇日
検査結果：陰性（感染していない）
保育園としての結果の把握：〇月〇日（本日）

《今後について》

〇月〇日（〇）以降は、通常通りの保育を行います。

保育園では、今後も新型コロナウイルス感染症の感染および拡大の防止のため、園児の健康観察・職員の健康管理その他感染防止の取り組みを続けてまいります。保護者の皆様におかれましても、引き続き、お子様の毎日の検温と健康観察を行っていただきますよう、お願いいたします。

以上

感染症の種類による報告と情報開示について

2018年3月厚生省「保育所における感染症対策ガイドライン」

厚生省が定める感染症法の対象となる感染症

分類	感染症の疾病名など	発生時の情報共有	発生時の情報開示
<p>1類感染症</p> <p>現在日本に存在していないとされる病原体。感染力が強く、発症した場合は非常に重篤な状態に陥る可能性がある極めて危険な感染症。原則的に入国が勧告される場合によっては交通制限が実施されることもある。 (措置) 対人：入国など 対物：消毒など 交通制限など</p>	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</p>	<p>・国内職員 ・嘱託医 ・保健所 ・市区町村役所</p>	<p>・国内保護者 感染症発生状況を速達（日時と人数を開示） ・保健所 ・市区町村役所 ・町内学校・保育施設</p>
<p>2類感染症</p> <p>1類ほどの危険性は強くないが、発症した場合は重篤な状態に陥る危険性が高い感染症。必要に応じて入国勧告が出され、一定期間食品を取り扱う業務に就くことができません。 (措置) 対人：入国など 対物：消毒など</p>	<p>急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、MERS、髄膜炎、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス</p>	<p>・国内職員 ・嘱託医 ・保健所 ・市区町村役所</p>	<p>・国内保護者 感染症発生状況を速達（日時と人数を開示） ・町内学校・保育施設</p>
<p>3類感染症</p> <p>発症した場合に重篤な状態に陥る危険性は少ないものの、特定の職業に就業することによって集団発生を引き起こす可能性がある感染症。一定期間、食品を取り扱う業務に就くことができない。 (措置) 対人：就業制限 対物：消毒など</p>	<p>腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、バラチフス</p>	<p>・国内職員 ・嘱託医 ・保健所 ・市区町村役所</p>	<p>・国内保護者 感染症発生状況を速達や開示（クラス、人数） ・保健所 ・町内学校・保育施設</p>
<p>4類感染症</p> <p>1類～3類感染症以外のもの。主に動物などを介して人に感染する。</p>	<p>B型肝炎、A型肝炎、黄熱、ロタ、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ、炭疽、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、オウム病、回腸熱、つづが虫病、デング熱、日本脳炎、ライム病、レジオネラ病 など</p>	<p>・国内職員 ・嘱託医 ・保健所</p>	<p>・国内保護者 感染症発生状況を提示（クラス、人数） ・保健所・行政</p>
<p>5類感染症</p> <p>発生動向を調査し、その情報を国民や医療従事者に提供することで、発生予防に役立てようと考えられる感染症。</p>	<p>インフルエンザ（鳥インフルエンザ・新型を除く）、ウイルス性肝炎、HIV感染症、性器クラミジア感染症、梅毒、麻疹、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アノーバ（赤痢）、ボウウイルス感染症、ブール病、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎、クラシエラ肺炎、細菌性髄膜炎、水痘、先天性風疹症候群、手足口病、りんご病、突発性発疹、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、百日咳、風疹、はやり目、流行性耳下腺炎、など。</p>	<p>・国内職員 ・嘱託医 ・保健所</p> <p>・潜伏期間を含め、10名以上発生者は出た時点で保健所、市区町村</p>	<p>・国内保護者 感染症発生状況を提示（クラス、人数） ・町内学校・保育施設</p>

新型インフルエンザなど感染症

人から人に感染することが分かった新しいタイプのインフルエンザです。多くの方が免疫を持っていないため、全国的に大流行し、発症すると重篤な状態に陥る可能性があると考えられています。必要であれば、1類感染症と同様の対応が取られることがあります。

指定感染症

すでに知られている感染症の中で1類～3類感染症には分類されていないものの、適切な対応を講じなければ多くの国民の健康に重大な影響を及ぼすと考えられている感染症です。原則1年間に限定して政令で指定され、1類～3類に準じた措置が取られます。

新感染症

新たに人から人に感染することが認められ、発症すると重篤な状態に陥る危険性が極めて高いと考えられる感染症です。行政機関による措置はそれぞれの危険性を考慮して上で決められます。